

軽自動車税の減免となる身体障がい者等の範囲

(1) 知的障がい者

愛の手帳（総合判定） 1度～3度

療育手帳（総合判定） A（重度）

(2) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳 1級※

※使用目的が手帳の交付を受けている者の通院・通所等のものに限る。

(3) 身体障がい者および戦傷病者

障がいの区分	身体障害者手帳の等級		戦傷病者手帳の障がいの程度
下肢不自由	1～6級		特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
体幹不自由	1～3級、5級		特別項症～第6項症 第1款症～第3款症
上肢不自由	1・2級		特別項症～第3項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級	—
	移動機能	1～6級	
視覚障がい	1～3級、4級の1		特別項症～第4項症
聴覚障がい	2級・3級		特別項症～第4項症
平衡機能障がい	3級・5級		特別項症～第4項症
音声機能または言語機能障がい	3級 (こう頭摘出に係るものに限る)		特別項症～第2項症 (こう頭摘出に係るものに限る)
心臓機能障がい	1級・3級・4級		特別項症～第3項症
じん臓機能障がい	1級・3級・4級		特別項症～第3項症
呼吸器機能障がい	1級・3級・4級		特別項症～第3項症
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級・3級・4級		特別項症～第3項症
小腸の機能障がい	1級・3級・4級		特別項症～第3項症
免疫機能障がい	1～4級		—
肝臓の機能障がい	1～4級		特別項症～第3項症

《問合せ・申請先》

板橋区役所総務部課税課税務係 本庁舎北館3階13番窓口

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 TEL03-3579-2095（直通）